

令和4年3月14日

宇都宮市議会議長 熊本和夫様

議会制度検討会議

会長 鎌倉三郎

議会制度検討会議における検討結果について（第6次中間答申）

令和元年7月より、議会制度の見直しについて検討を進めてきたところ
ありますが、下記の事項について検討結果がまとまりましたので、別紙
のとおり答申いたします。

記

- 1 本会議における質疑と一般質問の差別化
- 2 閉会日における討論の意義
- 3 議会日程の見直し（常任委員会日程の見直し）
- 4 海外視察の在り方
- 5 市民意見を含む広聴機能の在り方検討
- 6 議場を使った市民への議会報告会の実施
- 7 政策サポーター制度の導入
- 8 中学生用議会ガイドブックの作成
- 9 中高生との意見交換会
- 10 中学校、高校への出前授業と懇談
- 11 傍聴手続きの簡略化
- 12 託児サービスの設備設置
- 13 議場の開放（常時見学可とする）
- 14 会議中の電子機器使用制限の解除
- 15 非集合型の映像会議の実施

- 16 会派要件，在り方について議論
- 17 個人・代表質問の回数
- 18 正副議長選挙の立候補制
- 19 正副議長選挙における所信表明の実施
- 20 議席番号の取扱い
- 21 議員の通称又は旧姓使用

1 答申内容

(1) 本会議における質疑と一般質問の差別化

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

(2) 閉会日における討論の意義

【検討結果】

討論については、現状どおりの運用とする。

(3) 議会日程の見直し（常任委員会日程の見直し）

【検討結果】

令和3年度から、一般質問最終日と常任委員会との間に可能な限り1日の空きを確保することとしたため、検討しないこととする。

(4) 海外視察の在り方

【検討結果】

海外視察の在り方については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、今期における海外視察の実施を見送っている状況を踏まえ、検討を見送る。

(5) 市民意見を含む広聴機能の在り方検討

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

(6) 議場を使った市民への議会報告会の実施

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

(7) 政策サポーター制度の導入

【検討結果】

政策サポーター制度の導入については、「議員の活動において、有識者による研修会の開催や市民意見の聴取を行うことにより十分対応できる」や「議員個人又は会派で取り組んでいけばよい」などの意見があり、現状どおりの運用とする。

(8) 中学生用議会ガイドブックの作成

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

(9) 中高生との意見交換会

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が大きいことから、社会情勢を見極めながら対応を検討していく。

(1 0) 中学校、高校への出前授業と懇談

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が大きいことから、社会情勢を見極めながら対応を検討していく。

(1 1) 傍聴手続きの簡略化

【検討結果】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、傍聴自粛を呼び掛けている状況を踏まえ、検討を見送る。

(1 2) 託児サービスの設備設置

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

(1 3) 議場の開放（常時見学可とする）

【検討結果】

議場の開放については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、議場におけるイベントを当面中止としている状況を踏まえ、検討を見送る。

(14) 会議中の電子機器使用制限の解除

【検討結果】

利便性の向上や事務の効率化が図れることから、会議等で使用する電子機器の通信機能を入れた状態での使用制限は原則解除する。また、会議等の運営上支障となる行為については使用制限等を行うことができる等、次のとおり規定の見直し等に取り組む。

なお、貸与しているタブレット端末以外の電子機器の使用については、各会議等において個別に判断することとする。

ア タブレット端末使用基準の改正

(7) 改正の方針

- ・ 会議等における使用範囲については、オンライン会議での使用を見据えたものとする。
- ・ 会議中における使用は、資料閲覧に限定しない。
- ・ 会議の目的以外にタブレット端末等を使用することについては、引き続き制限する。
- ・ 禁止事項については、他市の事例等も参考にしながら、現在の規定内容を整理する。

(イ) 改正内容

資料1「宇都宮市議会タブレット端末使用基準改正案」のとおり

(ウ) 施行期日

令和4年4月1日

イ 執行部における情報通信機器の取扱い

- ・ タブレット端末使用基準が改正された際には、執行部側がタブレット端末、パソコン等を会議等に持ち込み使用することについては、議員と同様の取扱いとする。
- ・ 使用における範囲、制限、禁止事項及び違反行為に対する措置については、タブレット端末使用基準に準じることとする。

ウ タブレット端末使用基準以外の規定に関する対応

「宇都宮市議会運営委員会の運営に関する申合せ」において、会議中は携帯電話（通信機能を持つスマートフォン、タブレット端末も含む。）の電源を切るよう定めていることから、タブレット端末使用基準の見直し等を踏まえ、議会運営委員会へ必要な見直しを依頼する。

エ 今後に向けた取組

(7) タブレット端末等の利用機会拡大に伴う環境の整備等

- ・ タブレット端末のデータ通信量の増量（令和4年度より）
- ・ サイドボックスに掲載する会議資料の拡充

(イ) 更なる利活用促進に向けた取組

- ・ 議員のタブレット操作スキル向上の機会の設定
- ・ 会議等における紙資料の削減の検討（ペーパーレス会議の推進）

(15) 非集合型の映像会議の実施

【検討結果及び実績】

「非集合型の映像会議の実施」については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、令和3年2月に議員協議会と予算説明会をオンライン形式での実施に当たり、そのためのマニュアル作成等、ICT推進プロジェクトチームメンバーが中心となり運営を行った。

また、令和3年3月定例会においては、委員会条例を改正し、参集が困難な場合にオンライン会議の実施が可能となった。

議会ICT推進プロジェクトチームにおいては、この委員会条例の改正を受け、実際に会議が円滑に運営できるよう、オンライン委員会に係る要綱等の検討を行い、令和3年11月に「宇都宮市議会オンライン委員会の会議の招集手続きを定める要綱」と「オンライン委員会参加マニュアル」を制定した。

これらの要綱やマニュアルに基づき、令和4年2月にも議員説明会と議員協議会をオンライン形式で実施したが、昨年度に実施した際の課題等を踏まえ、マニュアルや機器の活用方法の見直し等を行ったことで、より円滑かつ確実な会議運営となった。

(16) 会派要件、在り方について議論

【検討結果】

会派要件、在り方について議論については、「今後、会派内で意見や態度が分かれるケースが多く散見された場合には、改めて議論が必要になると思われるが、これまでの議論を通して一定の整理ができたことから、現状のままでよい」などの意見があり、現状どおりの運用とする。

(17) 個人質問・代表質問の回数

【検討結果】

令和3年3月23日開催の議会運営委員会において、希望する3人以上の議員が所属する会派は代表質問を行うことができる旨、議運申合せを見直したため、検討しないこととする。

(18) 正副議長選挙の立候補制

(19) 正副議長選挙における所信表明の実施

「正副議長選挙の立候補制」及び「正副議長選挙における所信表明の実施」については、同様の提案であることから、併せて協議を行った。

【検討結果】

現状どおりの運用とする。

(20) 議席番号の取扱い

【検討結果】

議席番号の取扱いについては、「本市議会では、議長に発言許可を求める際や会議録への表記において、氏名と議席番号を併用しており、市民にわかりやすい配慮がなされている」などの意見があり、現状どおりの運用とする。

(21) 議員の通称又は旧姓使用

【検討結果】

議員の通称又は旧姓の使用を認め、その手続きを明確化するため、必要な事項を要綱として定めることとする。

ア 具体的な取扱い

- ・ 本名に代えて使用できる氏名は、通称又は旧姓とする。
- ・ 議員は、議会においてその任期中に、法令上又は実務上支障が生じるおそれがあるものを除き、通称又は旧姓を使用することができる。
- ・ 通称又は旧姓を使用しようとする議員は、議長に申請書を提出し、議長の承認を受けなければならない。
- ・ 議長は、申請に対する承認の可否の結果を、申請者に通知するものとする。
- ・ 通称又は旧姓の使用を中止しようとするときは、議長に書面で届け出なければならない。
- ・ 通称又は旧姓を使用する議員は、議員活動や関連する事務処理に誤解や混乱を与えないよう努めるものとする。

※ 一般選挙後において議長が選出されていない場合は、議長が行う承認、通知及び届出書の受理等を議会事務局長が行うものとする。

イ 適用期日

令和4年4月1日

ウ 取扱要綱

資料2「宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱要綱（案）」のとおり

2 提案会派から取り下げられた事項

- ・ 議会運営委員会における一人会派の発言機会の付与
- ・ 代表者会議の構成員に一人会派も含める

3 検討経過等

(1) 広報広聴委員会

令和3年

4月23日 第2回広報広聴委員会

- ・ 議会制度検討会議から依頼された検討事項（「議場を使った市民への議会報告会の実施」、「市民意見を含む広聴機能の在り方検討」、「中学生用議会ガイドブックの作成」、「中学校・高校への出前授業と懇談」、「中・高生との意見交換会」）について確認

5月28日 第3回広報広聴委員会

- ・ 議会制度検討会議から依頼された検討事項について、検討実施の可否など今後の方向性を協議し、広報広聴委員会案を決定

(2) 議会ICT推進プロジェクトチーム会議

ア 会議中の電子機器使用制限の解除

令和3年

5月31日 第4回議会ICT推進PT会議

- ・ 議会制度検討会議からの検討依頼事項「会議中の電子機器使用制限の解除」を令和3年度中に検討することを確認

7月29日 第5回議会ICT推進PT会議

- ・ 会議中の電子機器の使用制限を原則解除することを決定
- ・ 宇都宮市議会タブレット端末使用基準改正の方向性について決定

令和4年

2月2日 第8回議会ICT推進PT会議

- ・ タブレット端末使用基準の改正案等を協議し決定

イ 非集合型の映像会議の実施（関連する取組）

令和3年

1月25日 第3回議会ICT推進PT会議

- ・ オンライン会議ツールの選定について協議

2月15日 議員協議会，19日 予算説明会

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からオンライン形式で両会議を実施

3月23日 3月定例会

- ・ 宇都宮市議会として「オンライン本会議開催に必要となる地方自治法改正を求める意見書」を内閣総理大臣等に提出
- ・ 宇都宮市議会委員会条例を一部改正（オンラインによる方法を活用して会議を開くことができるよう規定を整備）

8月19日 第6回議会ICT推進PT会議

- ・ オンライン委員会の運営方法について協議し決定（会議の基本的な流れ，委員長の職務代行，使用機器の取扱い 等）

9月29日 第7回議会ICT推進PT会議

- ・ オンライン委員会参加マニュアル（案），宇都宮市議会オンライン委員会の会議の招集手続等を定める要綱（案）について協議し決定

11月 4日

- ・ 議長にオンライン委員会に関する検討結果を報告
- ・ 「宇都宮市議会オンライン委員会の会議の招集手続等を定める要綱」を制定

11月 8日

- ・ 「オンライン委員会参加マニュアル」を制定

令和4年

2月 9日 議員協議会・議員説明会， 15日 議員協議会， 21日 予算説明会

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からオンライン形式で実施

(3) 議会制度検討会議

令和3年

5月18日 第18回検討会議

- ・ 検討未着手となっている事項について確認

7月 6日 第19回検討会議

- ・ 検討未着手となっている事項について，検討実施の可否など，今後の方向性を協議

「会派要件，在り方について議論」，「正副議長選挙の立候補制」，「正副議長選挙における所信表明の実施」，「議席番号の取扱い」について，検討を実施していくことを決定

- ・ 「議場への大型スクリーン設置」及び「聴覚障がい者等向け字幕表示設備設置」について、議会ICT推進プロジェクトチームへ検討を申し入れることを決定
- ・ 広報広聴委員会の検討結果について協議し決定

8月26日 第20回検討会議

- ・ 検討項目3項目について本市の現状や他都市の取組状況を確認

10月 8日 第21回検討会議

- ・ 検討項目3項目について協議し決定

令和4年

3月11日 第22回検討会議

- ・ 議会ICT推進プロジェクトチームの検討結果について協議し決定
- ・ 「通称及び旧姓使用」について協議し決定
- ・ 中間答申（案）について協議し決定

4 委 員

議会制度検討会議

会 長 鎌 倉 三 郎

副会長 中 塚 英 範

委 員 平 松 明 夫

同 福 田 陽

(令和3年4月28日辞職)

同 菅 原 一 浩

同 宇 梶 哲

同 成 島 隆 裕

同 久保井 永 三

同 郷 間 康 久

同 篠 崎 圭 一

同 馬 上 剛

同 今 井 政 範

同 福 田 久美子

同 金 沢 力 夫

同 小 林 紀 夫

議会制度検討会議作業部会

委員	平松明夫
同	宇梶哲
同	中塚英範
同	久保井永三
同	篠崎圭一
同	馬上剛
同	今井政範
同	福田久美子
同	金沢力
同	小林紀夫

宇都宮市議会タブレット端末使用基準改正案（新旧対照表）

新	旧
<p>(タブレット端末等の使用範囲)</p> <p>第5条 タブレット端末等の使用範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会活動における使用</p> <p>ア 事務局からの開催通知等</p> <p>イ 執行部からの情報提供</p> <p>ウ スケジュール管理</p> <p>エ <u>本会議、委員会その他の市議会の会議（以下「会議」という。）等における使用</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(タブレット端末等の使用範囲)</p> <p>第5条 タブレット端末等の使用範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議会活動における使用</p> <p>ア 事務局からの開催通知等</p> <p>イ 執行部からの情報提供</p> <p>ウ スケジュール管理</p> <p>エ 会議等における資料閲覧</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(会議等における使用制限)</p> <p>第6条 <u>会議等においてタブレット端末等を使用する場合は、当該会議等の目的外で使用してはならない。</u></p> <p>2 <u>会議等においてタブレット端末等を使用する場合は、次に掲げる事項について制限するものとする。ただし、議長又は会議の長が必要と認める場合は、その限りでない。</u></p> <p>(1) <u>電子音や振動音を鳴動させる等、会議等の運営上支障となる行為</u></p> <p>(2) <u>外部への送信（メールの送信、SNSの投稿等）、通話、録音・録画及び写真の撮影</u></p> <p>(3) <u>その他議長又は会議の長が定めること。</u></p>	<p>(タブレット端末等の使用制限)</p> <p>第6条 タブレット端末等の使用に当たって、次の各号に掲げる事項については、これを制限するものとする。</p> <p>(1) 本会議、委員会その他の市議会の会議（以下「会議」という。）において、通信機能を入れた状態でタブレット端末等を持ち込み使用すること。また、当該会議の目的以外に使用すること。ただし、会議においてペーパーレス会議を試行する場合など、当該会議において通信機能の利用を可としたときは、この限りではない。</p> <p>(2) 国外でモバイルデータ通信を利用すること。</p> <p>2 前項各号に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長はタブレット端末等の使用を停止させることができる。</p>
<p>(禁止事項)</p> <p>第7条 タブレット端末等の使用に当たって、次の各号に掲げる事項を禁止するものとする。</p> <p>(1) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報の開示</p> <p>(2) タブレット端末等（ソフトを含む。）の改造及</p>	<p>(禁止事項)</p> <p>第7条 タブレット端末等の使用に当たって、次の各号に掲げる事項については、これを禁止するものとする。</p> <p>(1) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。</p>

<p>び交換</p> <p>(3) <u>タブレット端末等により、他者の迷惑になる行為をすること。</u></p> <p>(4) <u>国外におけるモバイルデータ通信の利用</u></p> <p>(5) <u>その他議長が定めること。</u></p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>(違反行為に対する措置)</u></p> <p><u>第8条 前2条に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長はタブレット端末等の使用を停止させることができる。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</u></p> <p>(1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。</p> <p>(2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。</p> <p>(3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議会事務局に報告し、必要な措置を講じること。</p> <p><u>(セキュリティ対策)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、市議会及び市の情報システム保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。</u></p>	<p>(2) 会議の情報を外に発信する目的をもって、当該会議を録音し、又は録画すること。</p> <p>(3) タブレット端末等(ソフトを含む。)の改造及び交換を行うこと。</p> <p>(4) タブレット端末等により、他者の迷惑になる行為をすること。</p> <p>(5) その他議長が定めたこと。</p> <p>2 前項各号に掲げる規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長はタブレット端末等の使用を停止させることができる。</p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p>第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。</p> <p>(2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。</p> <p>(3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議会事務局に報告し、必要な措置を講じること。</p> <p><u>(セキュリティ対策)</u></p> <p>第9条 使用者は、市議会及び市の情報システム保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。</p>
---	--

宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇都宮市議会議員（以下「議員」という。）が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称（以下「通称」という。）を使用すること、又は議員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍の氏（以下「旧姓」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第2条 議員は、議会においてその任期中に次に掲げる事項を除き、通称又は旧姓を使用することができる。

- (1) 履歴に関する届出書類
- (2) 辞職願
- (3) 議員報酬、費用弁償の支給等に関する書類
- (4) 源泉徴収票の名義
- (5) 叙位及び叙勲の申請
- (6) 在職証明書等各種証明書
- (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類
- (8) 健康診断関係書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか通称又は旧姓の使用によって法令上又は実務上支障が生じるおそれがあると議長が判断をするもの

（承認申請）

第3条 議員は、通称又は旧姓を使用しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 議員は、前項の承認を受けようとするときは、通称又は旧姓使用申請書を議長に提出しなければならない。

3 前項の通称又は旧姓使用申請書には、通称又は旧姓を証する書類を添付しなければならない。

（通知）

第4条 議長は、前条の申請に対する承認の可否の結果を、通称又は旧姓使用承認（不承認）通知書により、当該申請者に通知をするものとする。

(中止の届出)

第5条 議員は、通称又は旧姓を使用している場合において、その使用を中止しようとするときは、通称又は旧姓使用中止届出書を議長に提出しなければならない。

(責務)

第6条 通称又は旧姓を使用する議員は、その使用にあたり、議員活動及びその関連する事務処理に誤解及び混乱を生じないように努めなければならない。

(議長が選出されていない場合の承認等)

第7条 一般選挙後において議長が選出されていない場合は、議長が行う第2条第9号の判断、第3条第1項の承認、第4条の通知及び第5条の規定による届出書の受理については、議会事務局長が行うこととする。この場合において、第2条から第5条までの規定中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。

(様式)

第8条 この要綱に規定する通称又は旧姓使用申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

制定文（令和3年度 宮議第*****号）

令和4年4月1日から適用する。

通称又は旧姓使用申請書

宇都宮市議会議長 様

(戸籍上の氏名)

氏名

下記のとおり通称又は旧姓を使用したいので、宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱要綱第 3 条第 1 項に基づき申請します。

記

1 使用する通称又は旧姓の区分

通称

旧姓

2 使用する氏名

ふりがな	
使用する氏名	

3 使用開始希望日 年 月 日

(注) 通称の使用を申請する際は、認定された通称が確認できる書類（通称認定書の写し、選挙公報等）を添付してください。

旧姓の使用を申請する際は、旧姓が確認できる書類（戸籍謄本等）を添付してください。

通称又は旧姓使用承認（不承認）通知書

氏名 様

宇都宮市議会議長

年 月 日で申請のありました通称又は旧姓の使用については、下記の通り決定しましたので、宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱要綱第 4 条に基づき通知します。

記

1 承認

(1) 使用する氏名

ふりがな	
使用する氏名	

(2) 使用開始日 年 月 日

2 不承認

理 由

様式第 3 号

年 月 日

通称又は旧姓使用中止届出書

宇都宮市議会議員 様

(戸籍上の氏名)

氏名

下記のとおり通称又は旧姓の使用を中止し、戸籍上の氏名を使用することとしたいので、宇都宮市議会議員の通称又は旧姓使用取扱要綱第 5 条に基づき届け出ます。

記

1 使用を中止する通称又は旧姓

--

2 使用を中止する日 年 月 日